

議第 134 号

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例について

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

国の令和 2 年度人事院勧告に準じ、下呂市職員の期末手当の支給率を改正することに伴い、市議会議員の期末手当の支給率についても同様の改正を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年12月1日から施行する。
(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和2年12月に支給する期末手当に関する改正後の条例第5条第2項中「100分の222.5」とあるのは「100分の220」とする。

【参考資料】

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国の令和2年度人事院勧告に準じ、下呂市職員の期末手当の支給率を改正することに伴い、市議会議員の期末手当の支給率についても同様の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 期末手当の支給率を次表のとおり引き下げます。

議会議員（年間▲0.05月）

区分	改定前	改定後
	期末手当	期末手当
6月期	2.250	2.225
12月期	2.250	2.225
計	4.500	4.450

（第5条関係）

(2) この条例は、令和2年12月1日から施行します。

（附則第1項関係）

(3) 令和2年12月支給の期末手当について、令和2年6月支給済みの期末手当と調整し、さらに0.025月下げて支給します。

（附則第2項関係）